



タブレット操作講習会

松本市東部に位置する山辺地域におけるぶどう栽培の歴史は古く、江戸時代中期、元禄・宝永のころ（1688～1710）に甲州から「甲州ぶどう」が導入され、家の庭先に植えられたのが初めとされています。

今回はこの地にある「なかがわ葡萄園」をお借りしてタブレット操作講習会が開かれました。天気も快晴で葡萄の木の下からの北アルプスの峰々の眺望は美しかったです。

広大な面積の葡萄園の中で、いよいよ松本市農業委員会も時代にのっとり、デジタル化の時がやってくるなど感じました。

タブレット操作に慣れて、農地現地確認、農地パトロールにと役立てていきたいです。

（安曇地区農業委員 齋藤 勝幸）

《主な内容》

農地利用の目標地図
農業活性化シンポジウム
令和4年度議決案件
がんばっています
売りたい・貸したい農地情報
レインボーまつもと23
農地利用最適化を目指して
農業法人紹介（法人探訪）
よもやまばなし

10年後の目標地図

中山地区 農地利用最適化推進委員



松田 和久

令和4年成立の「農業経営基盤強化促進法」の改正により、「人・農地プラン」を一步進めて、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を作成し、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることとなりました。

従来の「人・農地プラン」に加えて、10年後の農地利用の姿を示した地図（農地一筆ごとの耕作者を明記したもの）の作成が義務付けられました。

各地区で「地域計画」の作成に向けた取り組みが行われていますが、今回は中山地区での取り組み状況について報告させていただきます。

当地区の農地は約280haあり、その内約130haが「中心経営体」として位置付けられた3農業生産法人と10名の認定農業者等に集積されています。農地の内、水田125ha・畑42haが基盤整備されており、平成22年設置の害獣防護柵により耕作可能地は確保されています。

2月下旬、中山地区農業再生協議会主催による「地域計画」に関する関係者会議が開催されました。（写真参照）

当日は、「中山地区人・農地プラン」で位置付けられた中心経営体の構成員や、市農政課・農業委員会事務局等約15名が出席し、地区の現状の集積状況・受託者の年代構成等について、地図を見ながら確認し、今後の取り組みについての意見として、10年後には地区の人口も減少し農業に関わる人も減少する。地域の水田は湿田で土壌改良も必要となる。急傾斜地が多く農地維持が難しい。法人組織での労働力確保が難しい。急傾斜地での畦畔管理が難しい等のそれぞれの農業者として直面する問題

が多く出されました。

これらの意見を基に今後の対応について、既存の農地を「守るべき農地」「保全管理する農地」「農地として活用しない農地」を明確に区分する。「守るべき農地」については、中心経営体に位置付けられた団体・個人が主体となって守っていく。「保全管理する農地」については、「多面的機能」「中山間地」交付金等を活用して、林野化を防ぐ。「農地として活用しない農地」については、「林野化」を図る。等が方向付けられました。地域計画の作成に当たっては、該当地域の住民の意向が第一ですが、過去のアンケートでも農地の委託耕作希望者が大半を占めています。この現状を踏まえて、「中心経営体」が主体となって地域計画の作成が基本であることを確認しました。

今後、中山地区農業再生協議会を核として、関係者が協力して「地域計画」の作成に向けてそれぞれの立場で努めていくことが目的達成の基本であると考えています。

令和6年度末までの計画策定に

向けて、地区内の関係者一丸となつて取り組むことを確認した会議となりました。それぞれの地区で期限の定められた「地域計画」の策定に向けて関係者が総力を挙げて活動している現状です。地域の活性化に向けてそれぞれの立場で活躍されることを期待しています。

中山地区農業再生協議会の様子

(令和5年2月20日)



農業活性化 シンポジウム



新村地区
農業委員
細江 弘光

令和5年1月26日 農業活性化シンポジウムが松本市波田文化センターアクトホールで開催されました。

テーマは「みどりの食料システム戦略について」で、2名の講師にお願いして講演会を行いました。

「みどりの食料システム戦略の概要について」

関東農政局地方参事官
成澤 嘉昭 様

農業分野における温室効果ガス排出の現状やSDGsへの取り組みと2050年までに目指す姿と取り組みの方向、予算について説明を受けました。

「有機農業と6次産業化の実践」

『みどり戦略』を考える」

アジア農業株式会社
代表取締役 井村 辰二郎 様

就農して25年間の取り組みと実践を発表していただきました。井村さんは耕作放棄地を積極的に耕して現在180haの農地と農産物販売会社、農産物加工所、ワイナリー等を営営されています。経営理念として「千年産業を目指して」ということで、未来永劫継続できる産業でなければならぬ。専業農家として農業を健全な経済活動と考え、安全で生態系に優しい、環境保全型産業による農産物の安定供給を目指すという確固たる理念に基づいた取り組みが紹介されました。



～みなさまからご提出された申請および届出案件について審議を行いました～

令和4年度農地法許可案件定例総会取扱い実績

定例総会 開催日	3 条		4 条		5 条		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
	件	m ²	件	m ²	件	m ²	件	m ²
令和4年4月28日	6	13,438	1	94	8	2,611	15	16,163
令和4年5月31日	2	6,529	3	1,894	7	5,609	12	14,032
令和4年6月30日	3	3,176	3	389	11	3,594	17	7,159
令和4年7月29日	8	4,571	1	0	6	3,711	15	7,982
令和4年8月31日	1	2,155	1	165	6	2,033	8	4,353
令和4年9月30日	6	13,020	6	1,302	10	16,282	22	30,604
令和4年10月31日	3	1,220	2	517	6	2,154	11	3,891
令和4年11月30日	4	4,121	1	74	4	924	9	5,119
令和4年12月27日	9	16,516	1	635	7	4,168	17	21,319
令和5年1月31日	1	5,254	2	111	9	4,978	12	10,343
令和5年2月28日	5	22,540	2	413	10	23,213	17	46,166
令和5年3月30日	5	8,950	1	53	4	10,815	10	19,818
合 計	53	101,190	24	5,647	88	80,092	165	186,929

農地利用最適化を目指して



里山辺地区
農業委員

中川 敦

3年前、遊休化している農地を借り受けて産地パワーアップ事業を活用して葡萄棚を新設したいという要望がありました。農地の名義を調べると驚くべきことがわかりました。一見すると1筆と思われる農地は実は2筆に分かれていました。1筆は名義と旧住所以外は全く不明という所有者不明農地。もう1筆は既に亡くなった方が所有しているという相続未登記農地。

どうする所有者不明農地

司法書士が隣接の相続未登記農地の名義人の戸籍簿・除籍簿を先代へ先代へと丹念に遡っていくと予想通りにお名前に辿りつきました。

名義人はなんと江戸時代の生まれの方で、明治時代にこの土地を取得して以来、130年以上それつきり

で今に至っているという事実が判明しました。この農地に法定相続人がいるのかいないのか、いないのであればいないことを証明しないといけない、その上で利用権を設定するという、農業委員会事務局担当の長い道のりがここから始まりました。所有者不明の公告、農地中間管理機構への通知、県知事への裁定の申請

利用権設定前の農地→



←利用権設定後の農地
ブドウ棚も整備

県知事による公告というプロセスを経て1年後、ようやく農地中間管理機構による利用権の設定に辿り着きました。

どうなる相続未登記農地

相続未登記農地では所有権や貸借権の移転ができないことが問題です。財産の相続においては相続税の申告と同時に、農地については法務局への相続登記と農業委員会への届出が必要です。ところが農地の相続登記には費用と手間がかかる上に罰則が特にないという理由で手続きを行わないという人が少なくないようです。将来にわたって農地を有効に活用するためには、売る側の人、もしくは貸す側の人が存在している(＝所有者がはっきりしている)という当たり前のことがもっと広く認識されなくてはいけないと思います。尚、農地の相続登記は、令和6年4月1日より義務化されます。

農地を手放したい人もいる

農地を相続したものの、管理ができないという理由でその農地を手放したいと考える人が増えているようです。私の担当地域でもそういった

悩みを持つ方がいらっしやいました。望まずに農地を相続せざるを得なかったという、さらに将来またその子へと相続せざるを得ないという負担感。相続人が非農家であればその気持ちはわかる気がします。そこで一定の要件のもとで、その農地を国庫に帰属させることができる制度が新たに創設されたところですよ(相続土地国庫帰属制度)。令和5年4月27日施行)。これによって農地の管理不全化の予防が多少でも図られればと期待をするものです。

共有農地はあとあと大変

共有名義の農地において、それぞれが相続をしないために権利所有者がネズミ算式に増えていくという事例が見られます。長野県のある地区で、1筆の権利者数200人超という農地がありました。しかも「自分が権利を有する土地がそこにあることを知らなかった」という人が多数あったというから驚きです。この状態では所有権や貸借権の移転は大変な作業になります。将来にわたって農地を有効に活用するという観点に立つと共有名義は将来デメリットしか残らないと断言できます。

よもやまばなし



梓川地区
農業委員

倉科 孝明

安曇野には水が無かった

3,000m級の北アルプスから流れ出る河川が作り出す扇状地が、いくつも重なり合って形成された複合扇状地は、安曇野と呼ばれ水が豊富なイメージがあります。私の住んでいる梓川地域はその安曇野の南端部に位置しています。

実は、松本市の西側に限った話ではなく、東側にも同様の地形が存在します。扇状地の特徴をご存知でしょうか。扇状地の上流部では地表を流れる川の流れが地下に浸透し、末端部で湧水として湧き出します。

市内にいくつもの井戸や湧水があるのは、こうした理由によるのです。では、中腹はというと、河川堆積物である砂礫層からなる土壌のため、水は地下深くを流下してしまします。

梓川地域はまさに、そうした地表に水の無い場所だったので

古くは、河川から取水して狭い範囲に水を引く縦堰という水路が主流でしたが、江戸時代には土木技術が進み、等高線に沿った非常に勾配の緩い横堰が開削されたことで、広い範囲を潤すことが可能になり、安曇野は水田地帯として大きく発展しました。

現在では、同様の考えによる幹線水路が整備され、かつては蚕の餌にするための桑畑や雑穀の栽培しかできなかった河岸段丘の上部にも水が配られる様になり、畑や樹園地として農地も整備されたことから、天皇賞を受賞した矮化りんごなどの栽培が盛んになりました。

先人たちのためめ努力によつて不毛の地から農業地帯へと発展したこの地域の農地や農業を守り、後世へつないでいくことが私たちに求められていると考えると、一農業者として身が引き締まる思いです。

お持ちの農地を活用してみませんか？

長野県農業開発公社からお知らせです！

長野県農業開発公社では、農地の貸借・売買を通じて農地の有効活用を図っています。対象となる農地は農業振興地域内の農地になります。

《貸し借りで活かす！》

農地の貸し借りを通じて担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る事業です。

農地の出し手と受け手を営利を目的としない公的機関「農地中間管理機構」が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。

《売買で活かす！》

農地を売りたい・買いたいあなたを公社が支援します。

公社を活用した売買は、税制の特例が受けられる、農地売買に関する手続きを支援してもらえ等のメリットがあります。

まずはご相談ください！

長野県農業開発公社松本事業所

住所 松本市島立 1020 (松本合同庁舎 5 階)
電話 47-7800 (内線 2852)

編集後記

五月になるとオレンジ色のケシが辺りを占拠する。千葉県の或る市ではレタス畑が一夜にしてオレンジ色に染まり、慌ててこのケシの駆除を呼び掛けていると聞いた。アレロパシーという多種を絶滅させる性格を持ち、名をナガミヒナゲシという。優良農地の存続は誰でも心掛けるべきだし、SDGsな生き方ナガミヒナゲシの駆除を!!

(中立委員 灌澤 和子)



【情報・研修委員】

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 中川 敦 |
| 副委員長 | 河西 穂高 |
| 委員 | 小林 康基 |
| 〃 | 太田 辰雄 |
| 〃 | 細江 弘光 |
| 〃 | 齋藤 勝幸 |
| 〃 | 倉科 孝明 |
| 〃 | 林 昌美 |
| 〃 | 灌澤 和子 |